

## 山北町立幼保施設給食調理業務委託に係るプロポーザル実施要項

### 1 目的

この要項は、山北町立幼保施設給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

山北町立幼保施設給食調理業務委託（長期継続契約）

#### (2) 業務内容

詳細は、山北町立幼保施設給食調理業務委託仕様書のとおり。

#### (3) 実施場所

- ①岸幼稚園（山北町岸 1995 番地）
- ②向原保育園（山北町向原 1630 番地）
- ③やまきたこども園わかば園舎（山北町山北 1943 番地 3）
- ④やまきたこども園やまっこ園舎（山北町山北 1266 番地）

### 3 契約期間

契約日から令和 9 年 7 月 31 日まで

- ※ 1 契約日から令和 6 年 7 月 31 日までの間は業務実施のための準備期間とし、同年 8 月 1 日から本業務を実施するものとする。
- ※ 2 事故の有無や検査等による履行確認により業務委託が良好に遂行できると認められる場合には、協議のうえ、契約更新ができるものとし、その限度は 3 回とする。
- ※ 3 ※ 2 による契約更新が限度である 3 回行われた場合、当該契約期間以降の契約は改めてプロポーザルを行うものとする。

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たし、参加表明書（様式第 1 号）を項番 8（1）に定める期日までに提出した者とする。

- (1) 山北町契約規則（昭和 41 年山北町規則第 2 号）第 4 条の名簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (3) 山北町暴力団排除条例（平成 23 年山北町条例第 1 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当していないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(5) 地方公共団体が発注する同種業務を、過去 10 年間に受注し、かつ履行した（履行中である場合も含む。）実績を有し、さらに、同種業務の経験を有する者が担当者として参画すること。

## 5 業務委託費

総額 81,180,000 円以内とし、各年度の上限額は、次のとおりとする。なお、当該金額は本業務を履行するうえでの概算経費を示すものであり、実際の契約金額は優先交渉権者と協議のうえ決定する。

- (1) 令和 6 年度（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで） 18,040,000 円
- (2) 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） 27,060,000 円
- (3) 令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで） 27,060,000 円
- (4) 令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで） 9,020,000 円

※1 項番 3 に示す準備期間中に生ずる費用は上記委託費には含まず、受注者負担とする。

## 6 選定方法

最優秀提案者の選定は、次の各号により選定委員会が総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約締結の優先交渉権者とする。

なお、参加表明書（様式第 1 号）の提出があったにもかかわらず、評価に必要な書類の提出が期日までになかった者は、評価対象から除外する。

(1) 審査項目及び評価内容は次表のとおりとする。（配点基準は別表のとおり。）

審査項目	評価内容
事業者の実績等	事業者の経営状況
	給食調理業務の受託実績
	調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数
提案内容	給食に対する考え方
	食育に対する考え方
	調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無
	業務実施体制
	衛生管理に対する考え方
	事故防止に対する考え方
	調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方
	非常時の対応方法
	業務の引継ぎに対する考え方
価格	見積り提示額

(2) 評価点が同点となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員の合議により優先交渉権者を決定するものとする。

## 7 選定委員会委員

選定委員は、次の者により構成する。

- (1) 山北町教育委員会教育長
- (2) 山北町教育委員会こども教育課長
- (3) 山北町立やまきたこども園長
- (4) 山北町立向原保育園長
- (5) 山北町立やまきたこども園栄養士

## 8 日程及び期日

(1) 必要書類の受付、審査等は次の日程により実施する。

- ・参加表明書の提出 令和6年5月27日(月)から5月31日(金)午後5時まで
- ・質問の受付 令和6年6月3日(月)から6月10日(月)午後5時まで
- ・質問の回答 随時(最終日は令和6年6月10日(月)とする。)
- ・現地見学 参加者から希望があった場合、調整のうえ決定する。
- ・企画提案書等の提出 令和6年6月3日(月)から6月10日(月)午後5時まで
- ・選定委員会 令和6年6月中旬(予定)
- ・選定結果の公表 令和6年6月中旬(予定)
- ・契約の締結 令和6年6月中旬(予定)
- ・運営準備 契約日から令和6年7月31日(水)まで
- ・運営開始 令和6年8月1日(木)

### (2) 質問

本件プロポーザルに係る質問については、次により受付を行う。なお、受付した質問とそれに対する回答はすべての参加者に電子メールにより同報する。

ア 受付方法 電子メールにより行うこと。

イ 件名 「【プロポ質問・参加者名】給食調理」とすること。

ウ 送付先 kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp

## 9 提出書類

評価に必要な書類は、山北町の一般競争(指名競争)参加資格名簿に登録されていることを前提として、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加表明書(様式第1号) 1部
- (2) 提案者概要書(様式第2号) 1部
  - ※ 企業パンフレット等があれば別添として差支えない。
- (3) 企画提案書(任意様式) 6部(可能な限りA4サイズとする。)
  - ※ 同種業務実績が確認できるものとする。(別添として差支えない。)
- (4) 見積書(様式第3号) 2部
  - ※ 代表者印の押印があるものとする。
  - ※ 内訳により見積り内容が分かるように記載すること。
  - ※ 項番5に示す上限額を超えたものは、価格評価点をゼロとする。

## 10 選定結果の通知

選定結果については、電子メールによりすべての参加者に通知する。

## 11 共通事項

- (1) 提案書等、すべての提出書類は返却しない。
- (2) 提出期日を過ぎてからの書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本件プロポーザルの実施は、必ずしも優先交渉権者との契約締結を担保するものではない。
- (4) 参加表明書その他の書類の提出により参加の要件を備える者が1者であっても、本件プロポーザルの実施は成立し、選定委員会を行ったうえで選定の可否を決定する。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングが必要となった場合は、対象者にその旨通知する。なお、実施する場合の順番は参加表明書の提出順とし、プレゼンテーションを概ね20分以内、ヒアリングを30分以内とする。
- (6) 提出された書類は、山北町情報公開条例（平成13年山北町条例第19号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (7) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (8) 参加者は、本件プロポーザルの実施にあたり、知り得た情報を町の許可なく第三者に漏らしてはいけない。
- (9) 提出書類の内容に虚偽が発覚した場合は、書類の一切を無効とし、参加者を失格とする。
- (10) 書類の作成等、本件プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (11) 選定結果については、通知及び町ホームページ上で公表する。
- (12) 選定に関する理由、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 12 事務局（書類提出先）

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町教育委員会 こども教育課 教育支援班

電話 0465-75-3648

ファクシミリ 0465-75-3661

電子メール kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp

## 審査に係る審査項目及び配点表（100点）

審査項目	評価内容	配点
事業者の実績等	事業者の経営状況	5点
	給食調理業務の受託実績	5点
	調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数	5点
提案内容	給食に対する考え方	10点
	食育に対する考え方	5点
	調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無	5点
	業務実施体制	15点
	衛生管理に対する考え方	10点
	事故防止に対する考え方	10点
	調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方	10点
	非常時の対応方法	5点
	業務の引継ぎに対する考え方	5点
価格	見積り提示額	10点